

マイナンバーについて

～マイナンバー制度が始まります、対策は万全ですか?～

平成28年1月より、「行政手続きにおける特定の個人識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー制度)」がはじまります。

行政を効率化し、国民の利便性を高めるため、公平かつ公正な社会を実現するため導入されます。

平成27年10月以降、順次、家族全員分マイナンバー通知カードが郵送されてきます。

法人には、1法人1つの法人番号(13桁)マイナンバーが指定されてきます。

●マイナンバーとは?

マイナンバー(個人番号)

- ・住民票を有するすべての人(日本に住む人、外国人も含む)に通知する12桁の番号
- ・年金番号と同様に変わらないもので、一生使うもの。

●マイナンバーの導入目的

1. 公平かつ公正な社会の実現

- 正確な所得把握がしやすくなり、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止します。
- ・所得の多寡が負担や給付に影響する仕組みの維持(所得税、年金生活保護、児童手当等)
 - ・個人事業主(自営業者、農業従事者等)の所得把握。
 - ・給付付き税額控除の施策導入に向けた前提条件。

2. 国民の利便性の向上

- ・IT活用により添付書類削減等行政手続きの簡素化による国民の負担軽減。

3. 行政事務の効率化

- ・行政機関、地方公共団体等の時間・労力削減。

●マイナンバーはいつわかるの?

【平成27年10月から通知】

- ・市区町村から、住民票の住所に世帯全員分のマイナンバーの通知カードが送られる。

●どんな場面で使うの?

【平成28年1月からの社会保障・税・災害対策の行政手続】

- ・年金、雇用保険、医療保険の給付請求、生活保護など。
- ・税務当局に提出する確定申告書、調書など。
- ・被災者支援金の支給、被災者台帳の作成など。